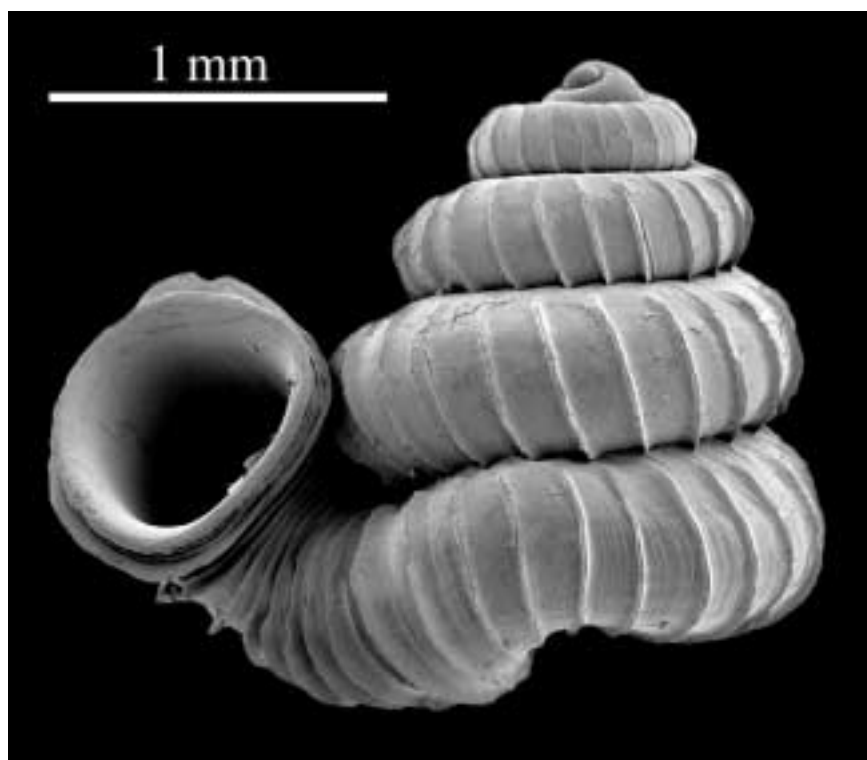


学 内 広 報

2002. 9. 26
東京大学広報委員会

総合研究博物館特別展示 東京大学コレクションXV「貝の博物誌」展



▲微小貝

(12ページに関連記事)

目 次

一般ニュース	2	キャンパス」開催される、第17回東大社研 シンポジウム「グローバル時代の『ニュー・ エコノミー』—日米欧の比較ジェンダー分 析」開催される
評議会（9月17日（火））承認事項・報告 事項、平成14年度運営諮問会議が開催され る、学術研究奨励資金による国際交流助成 事業の採択決まる、附属中等教育学校で東 高記念館贈呈式行われる、平成15年度東京 大学大学院入学者選抜試験における出題ミ スについて記者会見行われる、ミュージア ム・テクノロジー寄付研究部門の設立		掲示板
部局ニュース	9	12
平成15（2003）年度大学院人文社会系研究 科入学試験日程を発表、第1回アジア大学 演習林シンポジウム「アジアにおける森林 生態系の持続可能性と大学演習林の役割」 を開催、東京大学教育学部派遣生の会研究 集会開催される、医科学研究所「オープン		放置車両の処分について、保健センターの 休診について、総合研究博物館特別展示東 京大学コレクションXV「貝の博物誌」展、 第7回教養学部共通技術室技術発表会、東 京大学物性研究所一般講演会、第11回原子 力研究総合センターシンポジウムのご案内、 インテリジェント・モデリング・ラボラト リー一般公開のお知らせ、東京大学AGS 研究会研究課題募集のお知らせ
		討 報（飯田國廣教授）
		14
		広報委員会
		15
		淡青評論「国際競争にさらされる高等教育」
		16

≡ 一般ニュース ≡

評議会（9月17日（火））承認事項

東京大学情報倫理規則の制定

本学が管理・運用する計算機資源の利用に関するルールを定め、その円滑かつ適正な利用を促進し、もって本学の教育・研究の充実を図るため、これに係る規則が制定された。

東京大学情報倫理規則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、学問の自由、思想・良心の自由、表現の自由をはじめとする基本的人権の尊重の理念にのっとり、東京大学が管理・運用する計算機資源の利用に関するルールを定めることにより、その円滑かつ適正な利用を促進し、もって本学の教育及び研究の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計算機資源 東京大学が管理・運用する情報ネットワークシステム・コンピュータ、それらに接続された情報関連機器及びそれらにおいて用いられるソフトウェアをいう。
- (2) ユーザ 東京大学の計算機資源に対する利用資格を与えられている者をいう。
- (3) 部局 学部、大学院研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む。）、附置研究所、附属図書館、学内共同教育研究施設、全国共同利用施設、保健管理センター、医学部附属病院及び事務局をいう。

第2章 情報倫理委員会及び情報倫理審査会

（設置）

第3条 東京大学情報委員会のもとに情報倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 第13条第3項に定める情報倫理運用規程の継続的整備
- (2) 本規則の解釈・適用に関する意見の表明
- (3) 東京大学に対して学外から提起される情報倫理に関するクレームへの対応
- (4) 部局における違反行為についての調査及び審査手続に関する情報収集と意見表明
- (5) 部局から委託のあった違反行為についての調査及

び審査手続

(6) 前各号に掲げる事項のほか、東京大学における情報倫理の確立のために必要な事項（組織）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、総長が委嘱する東京大学の専任の教授又は助教授若干名及び総務部長とする。

3 前項の教授又は助教授の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は、委員のうちから情報委員会委員長が指名する。

5 委員長は、会議を招集し、会議を主宰する。

6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員定数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員長は、必要があるときは、学外の学識経験者若干名を専門委員として委嘱することができる。

4 委員会の審理にあたっては、専門委員及び委員会が必要と認めたオブザーバーの意見を聴取することができる。

（守秘義務）

第7条 委員、専門委員及びオブザーバーは、職務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は窃用してはならない。

（対応窓口の設置）

第8条 委員会は、情報倫理に関する違反行為の通知又はクレームを受けるための対応窓口を設置するものとする。

（連絡調整）

第9条 委員会は、その任務を果たすにあたって、部局及び東京大学コンピュータ緊急対応チーム（UT-CERT）と緊密な連絡調整を図らなければならない。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、情報基盤センターの協力のもとに情報企画課において処理する。

（部局の情報倫理審査会）

第11条 部局に、情報倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、当該部局が管理・運用する計算機資源に関わる違反行為について、調査及び審査手続を行うことを任務とする。ただし、審査会は、必要に応じ、調査及び審査手続を委員会に委託することができる。

3 審査会の組織、運営、調査及び審査手続については、委員会に準じて部局において定めるものとする。

4 違反行為についての調査及び審査手続による処置の決定が行われた場合には、審査会は、遅滞なく、その概要を委員会に報告しなければならない。

第3章 情報倫理基準

(ユーザの行為指針)

- 第12条 ユーザは、東京大学の教職員・学生等としての自覚と良心に基づき、又は計算機資源の利用者としての責任を認識し、第1条に規定する目的に従って計算機資源を利用しなければならない。
- 2 ユーザは、計算機資源を利用する他のユーザの権利と利益とに配慮し、これらを尊重しなければならない。
- 3 ユーザは、計算機資源の利用にあたって、自己責任の原則を基本とするものとする。
- 4 ユーザは、計算機資源の管理・運用に協力をし、管理・運用上必要な指示に従わなければならない。

(ユーザの義務)

第13条 ユーザは、計算機資源の利用において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 刑法その他の法令に定める処罰の対象とされる行為をしてはならない。
 - (2) 民法その他の法令に定める損害賠償等の民事責任を発生させる行為をしてはならない。
 - (3) その他法令に定める制限又は禁止されている行為をしてはならない。
 - (4) 計算機資源の機能に障害を与え、又は、他のユーザによる計算機資源の利用に支障を及ぼす行為をしてはならない。
 - (5) 東京大学における教育・研究に支障を及ぼす行為をしてはならない。
 - (6) その他個人や社会の利益を不当に損なう行為をしてはならない。
- 2 計算機資源の利用にあたっては、この規則及び次項に定める情報倫理運用規程のほか、全学又は各部局で定められる計算機資源の利用に関する規定等に従わなければならない。また、ユーザが計算機資源の利用に関する合意書に署名した場合には、当該合意書の内容にも従わなければならない。

3 情報倫理に関わるユーザの義務の具体的内容は、委員会が情報倫理運用規程において定める。

(違反行為に対する処置)

第14条 前条に規定するユーザの義務に対する違反行為(以下「違反行為」という。)については、委員会又は審査会で行われる審査手続きに基づき、次の各号に定める処置の一又は複数を決定することができる。処置の実施は、当該違反行為にかかわる計算機資源の利用資格をユーザに与えた者がこれを行う。

- (1) 利用資格の剥奪
 - (2) 利用資格の停止
 - (3) 利用範囲の制限
 - (4) ユーザの氏名及び違反行為の公表
 - (5) カウンセリング及び再教育
- 2 違反行為に対する処置は、過失又は未遂の場合にもとることができる。

3 処置の内容は、違反行為にかかる故意・過失の存否及びその程度、既遂・未遂の別、生じた損害又は危険の重大性の程度、違反者の改悛の情の有無、違反者の更生の可能性その他違反行為にかかわる一切の事情を考慮して決定されるものとする。

4 利用資格を剥奪された者は、処置の実施後1年を経過した場合には、委員会に利用資格回復の申し出を行うことができる。この申し出の審査(再審査)は、前項に定めた事情を考慮して行われるものとする。再審査の手続については、委員会において別に定める。

(ユーザの利用環境)

第15条 ユーザは、正当な理由なく計算機資源の利用を制限又は禁止されない。

2 法令の規定に基づく場合又はその他正当な理由がある場合を除き、電子メール等の内容及び利用の状況についての秘密は保護される。

3 システム管理上緊急の必要がある場合を除き、重大なシステム変更に際しては、事前に通知を受ける。

第4章 調査及び審査手続

(調査)

第16条 計算機資源の利用に関して違反行為の疑いが生じ、当該計算機資源を管理・運用する部局から第4条第5号に基づく対応依頼が委員会に行われた場合には、委員会は、すみやかに事実の確認に努め、必要に応じ証拠等の確保又は保全を行う。

2 違反行為が疑われるユーザ(以下「被疑ユーザ」という。)が特定されていない場合、委員会は被疑ユーザを特定するために適切な措置をとることができる。

3 前2項の措置にあたっては、委員会は、当該違反にかかわる関係者に対して、事情の説明又は資料等の提出を求めることができる。

4 ユーザが所有又は管理する証拠等を委員会が確保又は保全するにあたっては、原則として当該ユーザの同意を得なければならない。ただし、証拠隠滅のおそれなど緊急の必要がある場合には、ユーザの同意を得ることなく資料等の確保又は保全のための措置をとることができる。この措置については、当該ユーザに通知するよう努めなければならない。

5 調査に際して確保又は保全された証拠等は、調査又は第19条以下に規定する審査手続の終了後に権利者に返却しなければならない。ただし、証拠等が内容又は取得方法において違法なものである場合には、この限りでない。証拠等が複製である場合は、当該複製を破棄又は消去することで返却に代えることができる。

(緊急措置)

第17条 違反行為の疑いが生じ、被害の拡大防止又は事実関係の調査のために必要と認められる場合には、委員会は必要最小限度の範囲で緊急の措置をとることができる。

2 違反行為の疑いが生じ、被害の拡大防止又は事実関

係の調査のために必要と認められる場合には、前条及び前項の規定にかかわらず、情報基盤センターは、必要最小限度の範囲で緊急の措置をとることができる。この措置がとられた場合においては、情報基盤センターは、速やかに、当該違反行為を管轄すべき委員会又は審査会に報告し、その了承を得なければならない。

3 第1項又は第2項に基づき緊急の措置がとられた場合においては、被疑ユーザ及び重大な影響を受ける可能性がある者に対して、速やかに通知するように努めるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、東京大学コンピュータ緊急対応チーム（UT—CERT）規則に基づきとられるUT—CERT及び部局CERTによる緊急対応を妨げるものではない。

（警告）

第18条 違反行為の可能性があるとして認められる場合、委員会は、被疑ユーザに対して警告を行うことができる。

2 前項の警告を行う場合、委員会は、被疑ユーザに陳述又は弁明の機会を与えることができる。

（審査手続の開始）

第19条 委員会が相当であると判断した場合には、被疑ユーザに対する処置を決定するため、審査手続を開始する。

2 審査手続は非公開で行う。

（簡易手続）

第20条 被疑ユーザの陳述において、違反行為を自ら認め、当該ユーザにより審査手続の放棄が文書によってなされた場合は、簡易手続として扱い、次条の手続を経ることなく委員会は事実認定及び第14条に規定する処置についての決定を行うことができる。

（審査手続）

第21条 審査手続において、被疑ユーザは自己のために事実を主張し、証拠の提出等必要な防御の機会を与えるられる。

2 委員会は、被疑ユーザの申し出に基づき、又は職権により、被疑ユーザのために補佐人若しくは証人を認め、又は鑑定申請を行うことができる。

3 委員会は、違反行為の被害者及び関係者に対して、意見陳述又は証拠提出の機会を与えることができる。

（処置の決定）

第22条 委員会は、事案の解明のために必要な審査を終えたときは、手続を終結し、事実認定及び第14条に規定する処置についての決定を行う。

（懲戒処分等との関係）

第23条 教職員による違反行為が国家公務員法第82条第1項に規定する懲戒処分の要件に該当し若しくは職務上の義務違反として監督上の措置が必要とされる可能性がある場合、又は学生による違反行為が東京大学学部通則第25条若しくは東京大学大学院学則第42条に規定する懲戒に相当する可能性がある場合には、委員会は事案を被疑ユーザが所属する部局の長に通知しなければならない。この場合において、審査手続を中止す

ることができる。

（関係者への説明）

第24条 委員会は、委員会に対して違反行為の通知を行った者、違反行為の被害者及び関係者に対して、その求めに応じ、調査及び審査手続の進捗状況並びにその結果について適切な時機に適切な範囲の説明を行うように努めるものとする。

（補則）

第25条 この規則に定めるもののほか、情報倫理基準、調査及び審査手続並びに委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成14年9月17日から施行する。

東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正

大学院人文社会系研究科及び物性研究所では、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しに伴い、所要の改正が行われた。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

東京大学教員営利企業役員等兼業審査委員会規則の制定

国立大学教員等が、技術移転業者（TLO）の役員、研究成果活用企業の役員を兼業する場合については、これまで人事院事務総長の承認を得ることとされていたが、人事院規則の改正により、承認権限を文部科学大臣に委任し、さらに学長に再委任することとなっている（平成14. 10. 1施行）。

また、改正後の承認基準（人事院規則）の運用通知において、「承認その他の技術移転（研究成果活用型）兼業に関する事務を行うに当たっては、審査会等を設け、その意見を聴取するなどの措置を講ずることにより、その手続の透明性及び公正性の確保を図るなど、当該事務を適正に実施するよう努めるものとする。」とされていることに鑑み、東京大学においては、役員兼業（技術移転業者、研究成果活用企業）の承認にかかる審査会を設置するため、所要の規則が制定された。

東京大学教員営利企業役員等兼業審査委員会規則

（設置）

第1条 本学に、人事院規則14—17（国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業）、人事院規則14—18（国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業）に基づく本学の教授、助教授、講師及び助手の

兼業について審査を行うため、教員営利企業役員等兼業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
（任務）

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術移転事業者の役員等の兼業に関すること。
- (2) 研究成果活用企業の役員等の兼業に関すること。

（組織）

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長が指名する副学長 1名
 - (2) 総務部長
 - (3) その他総長が指名する者 若干名
- （委員長等）

第4条 審査委員会に委員長を置き、前条第1号に定める者をもって充てる。

- 2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（任期）

第5条 第3条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（意見の聴取）

第6条 審査委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（細目）

第7条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な細目は、審査委員会が別に定める。

（事務）

第8条 委員会に関する事務は、総務部人事課が行う。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

東京大学産学連携推進室規則の制定

これまで、産学連携推進企画室において、本学における産学連携業務を支援してきたが、さらに支援体制の充実を図るため、新たに産学連携推進室を設置するとともに、併せてこれに係る規則が制定された。

東京大学産学連携推進室規則

（設置）

第1条 総長室の下に、産学連携推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

（目的）

第2条 推進室は、東京大学における産学の連携に関し、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 関係する制度及び推進方策の調査研究及び企画（他の部局の所掌に属するものを除く。）
- (2) 相談窓口及び交流の場の整備
- (3) 共同研究、受託研究及び技術移転の推進（研究協力部の所掌に属するものを除く。）
- (4) 知的財産権及び研究成果の管理及び保護（経理部及び研究協力部の所掌に属するものを除く。）
- (5) 人材育成の支援
- (6) 情報の収集及び提供（他の部局の所掌に属するものを除く。）
- (7) 関係する部局及び機関との連絡調整
- (8) その他産学連携に関し必要と認める事項（室長）

第3条 推進室に室長を置く。

2 室長は、総長が委嘱し、総長特任補佐をもって充てる。

3 室長は、推進室の業務を総括する。

（室員）

第4条 推進室に、室員若干名を置く。

2 室員は、東京大学の教職員のうちから、総長が委嘱する。

（運営委員会）

第5条 推進室に、推進室の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。（事務）

第6条 推進室の事務は、研究協力部研究協力課において処理する。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、推進室の管理運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成14年9月17日から施行する。

2 東京大学産学連携推進企画室規則（平成14年4月16日制定）は、廃止する。

東京大学産学連携推進室運営委員会規則の制定

産学連携推進室の運営に関する重要事項を処理するために運営委員会を設置し、これに係る規則が制定された。

東京大学産学連携推進室運営委員会規則

（設置）

第1条 東京大学産学連携推進室（以下「推進室」という。）に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、推進室の管理運営に関する重要事項を審議する。

2 委員会は、産学連携推進室長（以下「室長」という。）に対して意見を述べるができる。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 委員長は、副学長のうちから総長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者に総長が委嘱する。

（1） 本学の教授 若干名

（2） 室長

（3） 事務局長

（4） その他総長が必要と認めた本学教職員

（任期）

第6条 前条第1号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議事）

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成14年9月17日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

評議会（9月17日（火））報告事項

大学間学術交流協定

- ・東京大学とアテネ大学（ギリシャ）との間における学術交流に関する大学間協定の締結
- ・東京大学とジュネーヴ大学（スイス）との間における学術交流に関する大学間協定の更新

平成14年度運営諮問会議が開催される

9月18日（水）午前10時から、本部庁舎5階特別会議室において、今年度第2回目の運営諮問会議が開催された。出席者は、同会議のアーサー・ストックウイン（オックスフォード大学ニッサン日本研究所長、オックスフォード大学教授）、牛尾治朗（ウシオ電機株式会社代表取締役会長、社団法人経済同友会特別顧問、内閣府経済財政諮問会議議員）、薄井信明（政策研究大学院大学客員教授、国税庁税務大学校客員教授、財務省財務総合政策研究所顧問）、大塚陸毅（東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長）、佐藤禎一（日本学術振興会理事長）、高橋真理子（朝日新聞社論説委員）、利根川進（マサチューセッツ工科大学学習と記憶センター長、マサチューセッツ工科大学教授）、原ひろ子（放送大学教授）、吉川弘之（産業技術総合研究所理事長、日本学術振興会会長、日本学術会議会長、国際科学会議会長）の各委員、大学側は、佐々木毅総長、小間、宮島、廣渡副学長、森広報委員長、梶野事務局長、また、諮問事項に関係する人事・業務・評価検討委員会（UT21会議）委員の林農学部長、渡部教育学部長、南谷先端科学技術研究センター長であった。

会議では、佐々木総長から、法人化後の現行公務員法制から離れた大学教職員の新たな人事制度の設計等について諮問され、吉川議長の進行により、各委員からそれぞれの視点での意見が述べられた。



会議の様子

学術研究奨励資金による国際交流助成事業の採択決まる

国際交流助成事業のうち次の3事業について、以下のとおり助成することを決定しました。

1. 国際交流推進経費助成事業（平成14年度後期）

部 局 名	代表者職・氏名	相 手 機 関 名	派遣者数	招へい者数
大学院医学系研究科	講 師 丸山 稔之	ハーバード医科大学、ジョンズ・ホプキンス大学、ペンシルベニア大学（米国）	1	
大学院理学系研究科	教 授 奈良坂絃一	ルイ・パストゥール大学（フランス）		10
大学院人文社会系研究科	教 授 吉田 伸之	ロンドン大学LSE（英国）、イリノイ大学東洋学科（米国）		2
大学院総合文化研究科	教 授 古田 元夫	成均館大学校（韓国）		5
宇 宙 線 研 究 所	助教授 榎本 良治	アデレード大学物理および物理数学部、シドニー大学物理学部、オーストラリア国立大学天体物理学部（オーストラリア）	3	2
先端経済工学研究センター	教 授 児玉 文雄	ハーバード大学（米国）、サセックス大学（英国）、ストックホルム大学（スウェーデン）、スタンフォード大学（米国）		5

2. 若手研究者派遣経費助成事業（平成14年度後期）

部 局 名	申請者職・氏名	派 遣 先
大学院医学系研究科	助 手 望月 修一	米国
大学院工学系研究科	助教授 石川 顕一	ドイツ、フランス、スイス
大学院人文社会系研究科	助 手 志野 好伸	台湾
大学院理学系研究科	助 手 東郷 健	米国
大学院総合文化研究科	助 手 秋本 崇之	米国
大学院新領域創成科学研究科	助 手 笹川 崇男	米国
宇 宙 線 研 究 所	助 手 河内 明子	ドイツ、スペイン・カナリア諸島
物 性 研 究 所	助 手 大西 剛	米国

3. 東大シンポジウム開催経費助成事業（平成15年度）

部 局 名	開催責任者職・氏名	シ ン ポ ジ ウ ム 名
大学院工学系研究科	教 授 酒井 信介	第5回 メゾメカニックス2003
大学院人文社会系研究科	教 授 中地 義和	作品のはらむ他者
東 洋 文 化 研 究 所	教 授 猪口 孝	アジア世論調査機構と社会科学的研究
総 合 研 究 博 物 館	教 授 大場 秀章	21世紀とシーボルト

附属中等教育学校で東高記念館贈呈式行われる

7月19日（金）終業集会の後、東高記念館贈呈式が附属中等教育学校体育館で行われた。贈呈式には佐々木毅総長、渡部洋教育学部長が参加された。

「東高記念館」とは、1922（大正11）年創立の尋常科・高等科から成る官立7年制の東京高等学校同窓会が創立80周年事業の一つとして、同校跡地の本校に寄贈した記念館である。東京高等学校は創立以来約4000名の卒業生を送りだし、1952（昭和27）年に新制高校の発足で廃校になった。附属学校の第1回生は東京高等学校の25回生にあたる。かねてより東高同窓会と交流してきた本校に資料館と集会室を兼ねた記念館贈呈がここに実現した。これまで本校と東高同窓会の交流は、文化祭（銀杏祭）開会式での本校生徒会有志と東高同窓生による「東高節」の紹介や銀杏祭での「東京高等学校80年史」の展示などの形で行なわれてきた。

午前10時、全校生徒と教官が見つめるなか、贈呈式は始まった。財団法人東京高等学校同窓会理事長の志立訥爾氏（三菱銀行最高顧問）が挨拶され、記念館贈呈のいきさつを話され、三浦校長に記念館の鍵が贈呈された。これに対し佐々木総長が感謝状を読まれ、感謝の気持ちを志立理事長に伝えた。続いて三浦校長が謝辞を述べ、「記念館は建物として素晴らしいので、総合学習に活用してほしい」と生徒に呼びかけた。生徒を代表して生徒会長の吉田彩子さんがお礼の言葉を述べ「素敵な部屋を学習や生徒会の活動で使いたい」と結んだ。続いて、教育学部を代表して渡部洋学部長が挨拶し、感謝の言葉を



贈呈式の様子



感謝状の贈呈

述べ、来賓として東京高等学校創立80周年記念行事委員長の歌田勝弘氏の挨拶があった。本校のPTA会長後健一氏、記念館内に東京高等学校校歌と東高節を揮毫した独立書人団参与の住吉弘人氏が紹介され、閉式となった。（教育学部附属中等教育学校）

平成15年度東京大学大学院入学者選抜試験における出題ミスについて記者会見行われる

去る8月27日に実施した総合文化研究科広域科学専攻（生命環境科学系）修士課程及び9月3日に実施した数理科学研究科数理科学専攻修士課程入学者選抜のそれぞれの筆記試験において、出題ミスが相次いで判明した問題で、本学として、このことを重く受け止め、9月4日付けで各研究科長等に対し、出題ミス等の再発防止の徹底を通知するとともに、緊急に、平成15年度大学院入試における出題ミスの有無及び大学院入試の実施体制に関する総点検を実施した。

その結果、新たに4研究科6専攻の筆記試験において7問の出題ミスが判明したため、9月17日17時30分から、本部庁舎5階特別会議室において記者会見が行われた。記者会見では、8社の報道機関に対し、出題ミスの経緯とその後の対応についての説明、さらに今後の再発防止策について、大学院協議会で検討のうえ、本年11月までに取りまとめる旨報告した。

ミュージアム・テクノロジー寄付研究部門の設立

10月1日付けで総合研究博物館では、「ミュージアム・テクノロジー寄付研究部門」を設立することになりました。

現在、国内には五千館を超える博物館等の施設がありますが、なかには独自色に乏しく、経済の低迷するなかで、存続さえが危ぶまれるような状況も生じています。本研究部門は、一般博物館のこうした危機的な現状を踏まえ、総合研究博物館がこれまで実験的なパイロット・ミュージアムの立場から模索してきた、21世紀に対応する博物館のモデルを具体的に提示し、国内の博物館の諸活動を国際的な水準にまで引き上げることを目的としています。

9月18日に新研究部門のスタッフの紹介を兼ねた記者発表と祝賀会が、山上会館で和やかな雰囲気の中行われました。

（総合研究博物館）

≡ 部局ニュース ≡

平成15（2003）年度 大学院人文社会系研究科入学試験日程を発表

9月2日（月）から「平成15（2003）年度 大学院人文社会系研究科修士課程及び博士課程学生募集要項」の配布を開始した。日程は以下のとおり。

〔修士課程〕

第一次（筆記）試験 平成15年1月26日（日）

※ 社会文化研究専攻社会学専門分野についてののみ1月27日（月）に論文試験も行う。

第二次（口述）試験 平成15年2月12日（水）

※ 文化資源学研究専攻及び韓国朝鮮文化研究専攻についてののみ2月10日（月）に行う。

※ 社会文化研究専攻社会情報学専門分野及び文化資源学研究専攻については、社会人特別選抜での受入れを行っている。

〔博士課程〕

第一次選考 論文審査等（専門分野によっては学力試験を実施）

第二次選考（口述） 平成15年2月14日（金）

※ 文化資源学研究専攻についてののみ2月13日（木）に行う。

※ 文化資源学研究専攻については、社会人特別選抜での受入れを行っている。

また、出願期間は以下のとおり。

〔修士課程〕 平成14年11月8日（金）～11月15日（金）

（郵送のみ受付。16日消印有効。）

〔博士課程〕 平成14年12月9日（月）～12月13日（金）

（直接持参または郵送。郵送の場合は13日必着。）

募集要項の郵送を希望する者は、封筒の表に「〇〇課程募集要項請求」と朱書きし、郵便番号・住所・氏名を明記して、200円分（修・博等2部必要な場合は270円分）の切手を貼付した返信用封筒（角型2号）を同封し、以下へ送付。（社会情報学専門分野の社会人特別選抜は募集要項が異なるので請求時に注意すること。）

〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学大学院人文社会系研究科
事務部

電話03—5841—3710〔大学院掛〕
（大学院人文社会系研究科・文学部）

第1回アジア大学演習林シンポジウム「アジアにおける森林生態系の持続可能性と大学演習林の役割」を開催

地球生物圏の急激な環境劣化が進む中で、とくにアジアの森林生態系保全への貢献が、21世紀の東京大学演習林にとっての大きな役割の一つです。大学演習林が森林生態系の持続的管理において主導的役割を担っていくためには、アジア各国の大学演習林がより緊密なネットワークを構築して共同で取り組むことが最も重要です。

そのような背景から、アジア大学演習林シンポジウムは、インドネシア・ガジャマダ大学 スハルディ教授、マレーシア・プトラ大学 モハマド ハマミ サーリ教授、タイ・カセサート大学 プンボン タイウーサ教授、中国・東北林業大学 祖元剛教授、韓国・ソウル大学校 金星一教授、李敦求教授ら、台湾・国立台湾大学 王亜男教授、鄭欽龍教授ら、総計18名の海外からの参加者と50名を超える国内の参加者を得て、平成14年8月6日に東京大学弥生キャンパスで開催されました。

シンポジウムは、鈴木和夫東京大学演習林長の「森林の価値」と題する基調講演に引き続き、各大学演習林から、森林生態系の保全を目指した教育や研究、社会教育、ネットワーク構築等に関する取り組みに関連して9題の講演がありました。引き続き行われた総合討論では、大学演習林における長期森林研究の意義について議論し、アジア地域の大学演習林がネットワークを構築し緊密な連携をもって長期森林研究を推進していくことが重要であることを確認し、その趣旨を以下のようなアピールとしてとりまとめました。

アピール

アジアにおける森林生態系の持続可能性と大学演習林の役割について議論することを目的に、2002年8月6日、東京大学において国際シンポジウムを開催した。

韓国、中国、台湾、タイ、マレーシア、インドネシア、日本というアジア各国の大学演習林から70名を超える関係者がシンポジウムに参加した。

シンポジウムを通じて我々は、森林が重要な価値と役割を有し、アジア地域の多様な森林生態系が、21世紀の地球規模での環境問題の解決の鍵となることを認めた。

アジア各国の大学演習林がともに行動することを強く推し進めるために、今日ここに「アジア大学演習林コンキウム」をスタートさせる。

各国の森林科学分野で指導的な立場にある方々が一堂に会して顔を見ながら議論できたことは、アジア地域の大学演習林のネットワーク構築に向けて大きな一歩であったと思います。来年度に台湾大学において第2回シンポジウムが予定されており、さらに緊密な連携をとってアジア地域の森林生態系の保全に貢献していきたいと考えています。



シンポジウム参加者

(大学院農学生命科学研究科附属演習林)

重要なものであり、今後一層の整備・充実と発展が期待される。



パネルディスカッション風景

東京大学教育学部派遣生の会研究集会開催される

8月6日(火) 山上会館において、「東京大学教育学部派遣生の会・研究集会」が開催された。

今回の派遣生の会研究集会は、夏休み中の平日に設定されたが、派遣生22名、名誉教授1名、教育学部教官7名の計30名の参加があった。

「派遣生」とは、全国各地の小・中・高等学校から、教育委員会の推薦を受け、本学に派遣されて研究活動を行なう現職の教員で、いつもは「学校の先生」である方々が、一年間「学生」となって本学に通う、「都道府県派遣研究生」のことである。

現在は、教育学部のみが、派遣研究生の受け入れを行っているが、開始当初は、文学部・理学部など多くの学部で受け入れが実施されていた。この制度も、今年で51年目を迎え、開始当初の昭和26(1951)年ごろは、希望者も殺到し、30名の定員を超えることもあったというが、大学紛争のため受け入れ中止が続いた昭和44～46年を境に減少し、一時はわずか1名という年もあった。しかしながら、この半世紀の間に「派遣生」として本学部在籍した教員は、実に560名を数え、修了者は文字通り全国各地の教育現場で活躍している。

今年度は、3名の現職の先生方が学んでおられ、当日の研究集会においても、3名の派遣研究生が各自の教育実践を基礎に、「学校と地域社会との連携」や「高校入試改革」といったテーマのもとに、興味深い研究発表を行った。

また午後は、本学部の藤田英典教授が、「21世紀の教育課題と教育改革」という題して、今日の教育問題の核心に迫る講演を行った。さらに、本学部の教官や附属中等教育学校の教員を交えたパネルディスカッションが、「新しい時代を拓く教育」というテーマのもとに2時間にわたって持たれた。

この制度は、大学院重点大学としての本学と、全国各地の初等・中等教育機関との連携・協働関係を確立する



開会の挨拶をする渡部学部長

(大学院教育学研究科・教育学部)

医科学研究所「オープンキャンパス」開催される

去る8月4日(日)10時から16時30分まで、医科学研究所オープンキャンパスが開催されました。

この催しは医科学研究所の活動を地域社会など広く一般に理解してもらうため企画されたもので、医科学研究所としては初めての試みでした。

今回は、特に次代を担う小、中、高生に興味をもってもらえるようわかりやすい内容となるよう工夫がなされました。当日は曇り空が幸いして酷暑を免れたこともあり、おかげを持ちまして、近隣地域の親子連れの方から遠方の方まで約300名の参加を得ることが出来ました。

近代医科学記念館では、医科学研究所の営みを展望しつつ医科学の今日までと未来に思いを馳せていただき、講堂では、研究者からの説明を受けながらの顕微鏡による実験資料の観察体験をはじめ、医科学研究所教官による二題の講演や医学教育に供せられた歴史的映像資料の上映が企画され、また、参加者から大きな関心を集めたスーパーコンピュータの見学など、一部工事の関係等

で解放スペースに制約があったものの、参加された皆様は、医科学研究所の研究教育活動の雰囲気を楽しみながら、医科学の進展に更なる興味と理解を深められたことと思います。

ご存じのように、バイオ関連施設は、地域社会から大きな関心を集めているところであり、同施設の円滑な運営を確保するためには、ここに居住する皆様方から十分な理解を得ることが大変重要なこととなっています。

医科学研究所では、今回の催しを足掛かりに、更に地域社会とのつながりを深めることが出来ますよう、今後も様々な形で交流の機会を作っていきたいと考えています。



実験資料の観察体験



講演風景

第17回東大社研シンポジウム「グローバル時代の『ニュー・エコノミー』—日米欧の比較ジェンダー分析」開催される

標記シンポジウムが、9月3日（火）午後15時に山上会館大会議室において、国際シンポジウムとして開催された。経済のグローバル化のもとで、「ニュー・エコノミー」として生じているとされる産業構造や労働組織などの変化について、イギリス、ドイツ、アメリカおよび日本を対象に、ジェンダー関係との関連を比較分析するものである。たとえば、産業や労働の組織の「フラット化」や

「柔軟化」が語られながら、じつは社会的格差の拡大が懸念されること、また、近年の規制改革や福祉国家改革のベクトルでも、規制緩和や民営化ばかりではなく、再規制化やセーフティネット強化の要素が見逃せないこと、これらの事象のいずれもジェンダー関係と交差していること、が指摘された。対象の4ヶ国は、今日の世界経済で大きな比重をもち、かつ相互に意味ある好対照をなしている。なにより4つの国は、異なる性格のジェンダー・レジームを持っている。アメリカは女性の就業を促進する方向に最も進んでおり、日本は女性の世帯内役割を最優先するジェンダー・レジームであるように見える。福祉と産業労働、家庭を横断するジェンダー・レジームは、収斂しているのか、あるいは強い経路依存性のもとで分岐しているのか、などが問われた。

パネリストには、シルビア・ウォルヴィ（リーズ大学教授）、カリン・ゴットシャル（ブレーメン大学教授）、イルゼ・レンツ（ボッフム大学教授、元社会科学研究所外国人客員教授）、ハイディ・ゴットフリート（ウェイン州立大学準教授）、討論者には、ジョアン・アッカー（オレゴン大学名誉教授）、セシリア・ナン（マレーシア国民大学元準教授）、足立眞理子（大阪女子大学教授）、上野千鶴子（本学大学院人文社会系研究科教授）を招き、大沢真理（社会科学研究所教授）の司会で、4時間にわたって議論が行われた。研究者のほか、政府関係者やILO関係者、主要新聞、シンクタンク関係者を含む148人の参加者が熱心に耳を傾けた。議論の一部は、近く専門誌Critical Sociologyに掲載される予定である。



第17回東大社研シンポジウムの模様

（社会科学研究所）

≡ 掲示板 ≡

放置車両の処分について

下記の車両は、長期にわたって東京大学本郷構内に放置された車両のため、「東京大学本郷構内交通規則」第9条の規定により、平成14年10月17日（木）までに、学内から移動（撤去）しない場合は、大学の環境保持及び交通に支障をきたしている車両と認め、廃棄処分します。

なお、この件についてのお問い合わせは、経理部契約課用度掛（22143）まで。

車種（色）	車両番号	放置場所
ダイハツ ミラ （濃紺）	品川50え75—16	浅野地区、理学部 3号館前

保健センターの休診について

全国大学保健管理研究集会の開催運営に伴い、下記月日は本郷支所、駒場支所、柏健康相談室の診療及び健康診断証明書発行業務を休止しますのでお知らせします。

記

平成14年10月15日（火）～10月17日（木）
（保健センター）

総合研究博物館特別展示
東京大学コレクションXV「貝の博物誌」展

食品や医薬品、あるいは真珠などの装飾品として利用される身近な動物のひとつである貝は、世界に10万種以上があると推定され、日本からは約1万種が記録されています。東京大学は国内最大規模の貝のコレクションを所蔵しています。「貝の博物誌」展では、世界の7つの海と5つの大陸から集められた、およそ3000点の標本を公開します。

今回の展示における新しい試みのひとつが「微小貝」の展示です。貝類には長さ1メートルを越える巨大なものがある一方、1mmに満たない大きさで一生を終える種も存在しています。そのような微小貝は海だけでなく、陸上にも棲息しています。しかし、その存在自体が一般には知られていないものでした。実物の標本と、それを電子顕微鏡で撮影した写真を添え、微小貝の世界を紹介します。

そのほか、水深7000mから採集され超深海に生きる特殊な貝、絶滅し今は見られない貝、明治初期に東京湾で採集された貝、他の動物に寄生して暮らす貝など、貝の多様性・環境とのかかわりについての研究の現状を提示していくことが今回の展示の目的です。

会場：総合研究博物館

会 期：平成14年9月21日（土）～11月4日（月）
月曜日休館（ただし、月曜日が祝祭日の場合、翌日の火曜日が休館）
開館時間：10：00～17：00（ただし入館は16：30まで）
入場料：無料
問い合わせ：ハローダイヤル 03-5777-8600
ホームページ：<http://www.um.u-tokyo.ac.jp/>
（総合研究博物館）

第7回教養学部共通技術室技術発表会

教養学部共通技術室では下記のように技術発表会を開催いたします。技術職員の技術向上のために、有意義な発表会にしたいと思います。多数ご来聴くださいますようお願いいたします。

記

日時：10月4日（金）
10：30～16：00
場所：教養学部16号館1階107号室
問合せ先
共通技術室 小田嶋 豊
E-mail：odashima@laputa.c.u-tokyo.ac.jp
TEL 5454-6063 内線46063

東京大学物性研究所一般講演会

東京大学物性研究所では昨年度に引き続き、千葉県柏市・柏市教育委員会との共催により一般向けの「東京大学物性研究所一般講演会」を開催いたします。今年度はHeinrich Rohrer博士（1986年度ノーベル物理学賞受賞）、家泰弘博士（東京大学教授）の両名による講演会を来る10月5日（土）に行います。

ここに御案内申し上げますとともに皆様のご来場をお待ちしております。

〈プログラム〉

と き：10月5日（土）18：50～21：00
と ころ：アミュゼ柏クリスタルホール
定 員：400名（先着順、入場無料）

挨拶 本多 晃 柏市長
はじめに 福山 秀敏 東京大学物性研究所長
講演 1 『ナノサイエンスの源流と展望：メゾからナノへ』

家 泰弘 氏（東京大学教授）
講演 2 『小型化の魅力：ナノテクノロジー』
Heinrich Rohrer氏
（1986年度ノーベル物理学賞受賞）
司 会：高田 康民
（東京大学物性研究所国際交流委員会委員長）

IT（情報技術）や材料、環境、バイオなど幅広い領域で科学技術革命あるいは産業革命をもたらすナノテクノロジーの最前線に関連して、講演1では量子力学が支配する極微細な世界のできごととナノサイエンス・ナノテクノロジーの発展の経緯と将来の発展の方向性について、講演2ではマイクロエレクトロニクスからナノエレクトロニクスの世界へと極小化することによって革命的な技術革新が起こりうることを語っていただきます。なお、講演2は英語による講演です（日本語による要旨を配布いたします）。

主 催：柏市役所・柏市教育委員会・東京大学物性研究所

問い合わせ 柏市企画部企画調整課

Tel：04-7167-1117 Fax：04-7167-6644

電子メール：k-kikaku@vesta.ocn.ne.jp

（物性研究所）

第11回原子力研究総合センターシンポジウムのご案内

第11回原子力研究総合センターシンポジウムが平成14年10月7日（月）～8日（火）に山上会館において開催されます。パネル討論1「東京大学内センター群の将来展望」では、原子力、放射線、安全といったキーワードをもつ学内の関連センターや研究施設が将来どのような協力関係を持ち活動が展開できるかについて、独立行政法人化を踏まえた意見交換を行ないます。パネル討論2「原子力研究の将来と夢」では、21世紀を迎え、原子力を取りまく環境が大きく変わっている今、将来に対する大きな夢を関連分野の第一人者の先生方からお話いただき、輝ける将来像を描いてみたいと考えております。また、原子力研究総合センターの4部門による企画セッション、共同利用研究のポスターセッションに加え、原子力研究総合センターの施設公開もあわせて行ないます。関係各位のご参加を心よりお待ち申し上げます。

日時：平成14年10月7日（月）～8日（水）

場所：山上会館

参加費：無料（懇親会：4000円）

詳しいプログラムは下記をご参照下さい。

URL <http://www.rcnst.u-tokyo.ac.jp/indexj.html/>

問合せ先：原子力研究総合センター事務室

03-5841-2902

（原子力研究総合センター）

インテリジェント・モデリング・ラボラトリー一般公開のお知らせ

インテリジェント・モデリング・ラボラトリーでは、

全学的な協力体制のもとにベンチャービジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発の推進や、創造性・実践性豊かな若手人材を育成することを目的とした活動を行っていますが、このたび下記の通り一般公開を行います。当日はバーチャルリアリティ技術を応用して自然界には存在しない現象や現実には達成できない極限的状况を身近に触れていただくデモンストレーションなどを予定しております。学内外の研究者、技術者はもとより、起業にご関心の方、一般の方、学生の皆さんなど多数のご来訪を心よりお待ちしております。

日時 10月11日（金）、12日（土） 10：00～16：00

（上記の時間内に自由に見学できます）

場所 インテリジェント・モデリング・ラボラトリー棟
2階～6階（文京区弥生1-1-1）

展示内容

- ・知的モデリング支援装置および大型三次元画像装置によるデモンストレーション
- ・プロジェクター／パネルなどによる研究紹介
（インテリジェント・モデリング・ラボラトリー）

東京大学AGS研究会研究課題募集のお知らせ

東京大学、MIT（マサチューセッツ工科大学）、スイス連邦工科大学及び昨年よりスウェーデンのChalmers工科大学が新たに参画し、第二期AGS（人間地球圏の存続を求める大学間国際学術協力）の研究活動は二年目を迎え、新たな研究企画の試みなどさらに積極的に共同研究の推進を図っています。

来年3月AGS年次総会が東大で開催されることもあり、東大としても環境の保全を図りつつ持続的な発展を目指した、この研究活動を支援するために、東京大学AGS研究会をさらに充実して推し進めたいと思います。

については、本研究会はこのたび新規プロジェクトを募集することになりました。AGS全体として採択されるプロジェクトについては、既にプロジェクト提案をいただいておりますが、今回募集するのはこのAGS全体のプロジェクトに限定されず、将来的にMIT、スイス連邦工科大学、Chalmers工科大学との共同研究を意図した研究プロジェクトを幅広く受け付けます。

なお、現在約35件のプロジェクトが進行中であり、その概要の一部は<http://www.esc.u-tokyo.ac.jp/ags/index.html>に紹介されています。

応募ご希望の方は、<http://www.esc.u-tokyo.ac.jp/ags/newproject2002.html>を参照の上、来る10月25日（金）までに提案書をご提出願います。

また、ご質問などは次の問合せ先をお願いします。

<問合せ先：浅尾（AGS事務局） 内線27937；

e-mail：asao@esc.u-tokyo.ac.jp>

≡ 訃 報 ≡

飯田 國廣 教授

本学名誉教授の飯田國廣先生は、平成14年7月27日ご逝去されました。享年76歳でした。飯田先生は昭和26年3月東京大学第二工学部船舶工学科を卒業され、直ちに東京大学工学部大学院に進学し、同28年5月同大学工学部大学院研究奨学生前期課程を中退し、同年6月運輸省運輸技術研究所（現 独立行政法人 海上技術安全研究所）に勤務されました。同37年3月には工学博士の学位を授与されました。



昭和38年10月に東京大学助教授（工学部原子力工学科）に併任、同44年6月には同大学工学部船舶工学科に移り、同46年6月東京大学教授（工学部船舶工学科）に任ぜられ、船舶設備工学講座を担当されました。昭和61年3月停年をむかえられ、停年退官後は昭和62年4月より平成8年3月まで芝浦工業大学工学部機械工学科教授を務められました。

飯田先生は長年にわたって、溶接構造用鋼に関する研究、特に溶接継手の疲労強度、フラクトグラフィ（損傷

破面の電子顕微鏡による解析）、アコースティックエミッション（微弱音響放射）、欠陥の非破壊検査、溶接力学、破壊靱性に関連した広範な研究および教育に取り組まれました。これらの中でも特に疲労強度に関する優れた研究業績により多くの学協会から学術論文賞を受賞されました。

飯田先生の業績によってわが国の船舶、海洋構造物、原子力プラント構造物、一般溶接構造物の疲労破壊防止設計法が飛躍的に合理化されました。とくに我が国の原子力設備等の事故防止、安全運転など、原子力発電技術の安全性向上に大きく寄与されました。これらの功績により多くの表彰、授賞を受けられるとともに関連学協会の役職を歴任されました。また、優れた識見および豊富な学識を持って長年にわたり研究および後進の教育・指導に尽力され、先生の薫陶を受けた多くの後進も活躍するなど、学内外において我が国科学技術の発展に大きな足跡を残されました。

ここに慎んで、哀悼の意を表し、飯田國廣先生のご冥福をお祈り申し上げます。

（大学院工学系研究科・工学部）

≡ 広報委員会 ≡

『学内広報』掲載写真の公募

次の要領で、「学内広報」に掲載する写真とその内容の紹介文を、広く本学関係者から募集します。

1. 内 容：東京大学に関するものなら内容は特に問いません。学内点描でも、一般の学内の人達になじみのうすい乗鞍や北海道などの各種施設の状況でも、観測船やスーパーカミオカンデなどの各種設備の概観でも、電子顕微鏡や高速速度瞬間写真などによる珍しい現象でも、なんでも結構です。
2. 形 式：特に問いません。
3. 説明文：500字程度の写真内容を説明する文章をつけ、所属・氏名を明記してください。
4. 締 切：特に設けません。随時。
5. 掲 載：原則として、表紙に掲載します。
6. 送り先：〒113-8654 文京区本郷7-3-1
東京大学 事務局総務課広報室
03(5841)2031

投書欄「噴水」にご意見を!!

「学内広報」には、皆様から投書を寄せていただく欄として、「噴水」が設けられています。この欄への投書要領は、次のとおりです。

- 1 本学における教育・研究活動に関する建設的な意見を述べたものであること。
- 2 個人の投稿で所属・氏名を明記したものであること。
- 3 他者への非難・攻撃を含まないものであること。

以上の要件をそなえるものの中から、広報委員会が適当とするものを、適宜、掲載します。

送り先 〒113-8654 文京区本郷7-3-1
東京大学 事務局総務課広報室 03(5841)2031

国際競争にさらされる高等教育

私達の暮しのなかで使用される資源とエネルギーや食料の自給率は先進諸外国と比べても低い。財務省の資料によると2001年の輸入は通関ベースで41兆円である。日本の生活水準はこれらのものを購入してなりたっているが、日本は技術立国でこれをささえてきた。その基礎となるものは企業や大学の開発研究であり、子供たちの教育である。文系理系にかかわらず、将来の日本（世界）を支える人を作るという意味で、[教育]が重要であることは疑いようもない。一般に、無条件で市場原理にまかせれば、国際競争力がない業種は淘汰される。資源・エネルギー・工業・農林水産業など、広い意味での「物作り」の分野は大なり小なり国際競争にさらされてきた。一方で国際競争にさらされずにすんでいる分野が残っている。関税障壁とは異なる障壁、例えば、地理的条件などに守られ、諸外国の同業者が参入することがなかった業種である。想起される業種は山ほどあるが、[教育]産業もそうではないだろうか。

衛星やネットワークを活用した遠隔講義システムは、すでに教師から受講生への知識のたれ



流しではなく、多少なりと双方向性を実現している。例えば山口大学が企業と共同開発した遠隔講義システムでは、遠隔地の講義室に出席している学生と彼らの名前や所属の同定が可能な

ので、学生を個としてとらえた双方向授業が成立している。他学部の学生の名前まで覚えている教官はほとんどいないと思われるので、一般教室ではかえって実現不可能な授業である。遠隔手術システムまで検討されている現在、通常の講義だけでなく、実験・実習から小規模ゼミのディスカッションさ

えリモート教室で可能となるであろう。その時点で「地理的障壁」が取り払われる。しばらくは言語の壁が「障壁」として機能するだろうが、いずれ外国語にたんのうな学生が増えるか、あるいは自動翻訳システムが一般的となり、大学教育も国際競争の場にさらされるだろう。将来、日本の大学はリモート教室でも達成可能と考えられる高いスキルを持った人の養成の道か、リモート教室では不可能なハンズオン教育、すなわち尊敬する人から手に手をとって教えてもらったことが高付加価値をうむような道に主力を注ぐか選択がせまられると考えられる。東京大学がどちらの道を選ぶか、いずれこのような形で国際競争にさらされる場合も想定し、真剣に教育方法等の改善に取り組む必要がある。

佐野 修（地震研究所）

（淡青評論は、学内の職員の方々にお願いして、個人の立場で自由に意見を述べていただく欄です。）

◇広報室からのお知らせ

平成14年度「学内広報」の発行日及び原稿締切日を、東京大学のホームページに掲載しました。

URL：<http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/soumu/soumu/kouhou.htm>

◇訂正

「学内広報」No1,245（2002. 9. 11）2頁において一部誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。

（誤）近藤次郎元日本学術振興会会長 → （正）近藤次郎元日本学術会議会長

この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報委員会の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報委員会までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、総務課広報室を通じて行ってください。

No 1246

2002年 9 月26日

東京大学広報委員会

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学総務課広報室 ☎（3811）3393

e-mail kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

ホームページ <http://www.u-tokyo.ac.jp/index-j.html>